

2022年1月

マイナンバーのお届出をされていない
NISA口座を開設されているお客さまへ



「NISA口座のみなし廃止措置」完了のお知らせ

2021年度の税制改正にともない、2021年12月末時点で2017年分の一般NISAの非課税投資枠を設定されているお客さまのうち、マイナンバーのお届出をされていない方については、「非課税口座廃止届出書」をご提出いただいたものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止（みなし廃止）いたしました。

NISA口座のご利用を引き続き希望される場合は、マイナンバーの提出やNISA口座開設などのお申込みが必要となりますので、下記までお問い合わせください。

▼ご参考

NISA口座の「みなし廃止措置」に関するお知らせ

以 上

お問い合わせ先

朝日信用金庫 個人営業部

フリーダイヤル 0120-700-921（平日9:00~17:00）

朝日信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号／加入協会：日本証券業協会

マイナンバーのお届出をされていない
NISA口座を開設されているお客さまへ

NISA口座の「みなし廃止措置」に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、2021年度税制改正にともない、NISA口座の「みなし廃止措置」が設けられました。当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、2017年分の一般NISAの非課税投資枠を設定し、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては**2022年1月1日をもって廃止**されることとなります。

2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、当該NISA口座で2021年12月末に非課税期間が終了する投資信託のロールオーバーを希望される方は、本年11月30日（火）までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要がございます。詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

○2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託につきましては、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座（一般口座または特定口座）に移管されます。

○2018年以降にNISAを利用して新規投資等をされている方は、マイナンバーは届出済みです。引き続きNISA口座を利用できます。

【みなし廃止措置について】

NISA口座の開設時期等	2022年以降の利用・廃止
2018年以降に当金庫にNISA口座を開設された方	マイナンバーはお届出済みです。2022年以降も引き続きNISAをご利用ください。
2017年以前に当金庫にNISA口座を開設された方で、2018年以降もNISAを利用して新規投資等をされている方（※）	
2017年以前にNISA口座を開設された方で、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠を設定し、2018年以降は一般NISA、つみたてNISAのご利用がない方	マイナンバーのお届出がない場合は、2022年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。

※新規投資等をされていない場合でも2018年分以降の非課税投資枠が設定されている場合は、マイナンバーはお届出済みです。

敬具

【お問い合わせ先】

朝日信用金庫 個人営業部

フリーダイヤル:0120-700-921(平日9:00~17:00)